

マージン率等、労働者派遣事業にかかる各種情報

労働者派遣法により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられています。
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

【本 社】 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2丁目19番地 いちご秋葉原イーストビル8階

〔対象期間：2024/09/01～2025/08/31〕

派遣労働者の数	13 人
派遣先の数	5 事業所
マージン率	38.9%
派遣料金の 1 人当たりの平均額	34,549 円（1 人 1 日 8 時間換算）
派遣社員の賃金の平均額	21,107 円（1 人 1 日 8 時間換算）
労使協定の有無	締結済み 対 象：原則全ての派遣労働者 有効期間：2028 年 3 月 31 日

【大阪事業所】 〒556-0017 大阪市浪速区湊町2丁目1番7号 ルネッサ難波ビル7階

[対象期間：2024/09/01～2025/08/31]

派遣労働者の数	13 人
派遣先の数	4 事業所
マージン率	26.5%
派遣料金の 1 人当たりの平均額	36,264 円（1 人 1 日 8 時間換算）
派遣社員の賃金の平均額	26,625 円（1 人 1 日 8 時間換算）
労使協定の有無	締結済み 対 象：原則全ての派遣労働者 有効期間：2028 年 3 月 31 日

◆教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	実施時間	実施主体	賃金支給の有無	労働者の費用負担の有無
個人情報保護研修	全ての 派遣労働者	OFF- JT	約1h	派遣元 事業主	支給あり	無し
情報セキュリティ研修						
メンタルヘルス研修						
ハラスメント研修						